

甲賀市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る職員及び 運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

介護保険法の一部改正及び厚生労働省令で「介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」の一部が改正されることに伴い、関連する本条例の一部改正を行うものです。

2 改正の概要

(1) 職員の員数について、地域包括支援センター運営協議会が必要と認める場合には、常勤換算方法により配置基準を満たしたものとします。

また、地域包括支援センター運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として常勤の職員の配置が満たされたものとします。

この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員の員数の基準は、同項各号に掲げる者のうちから 2 人とします。

【第 4 条関係】

(2) この条例は、公布の日から施行することとします。

【付則関係】

3 その他

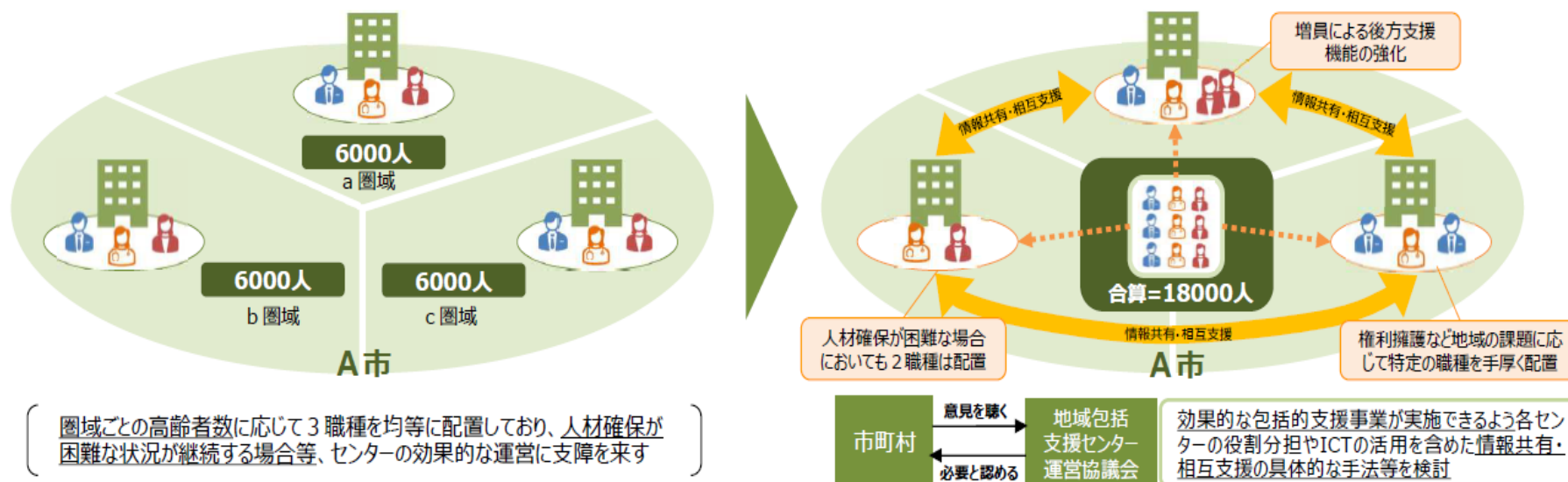
本件については、全国的に人材確保が困難となっている現状を踏まえ、今後、柔軟に職員配置を可能とするための改正です。本市においては、改正後も現行の職員配置を予定しております。

地域包括支援センターにおける柔軟な職員配置について

介護保険法施行規則の改正

現行の配置基準は存置しつつ、**市町村の判断により、複数圏域の高齢者数を合算し、3職種を地域の実情に応じて配置することを可能**とする

注) 市町村の事務負担に配慮し、本改正に伴う条例改正について1年の猶予期間を設ける。



○このほか、人材確保が困難となっている現状等を踏まえ、センターの職員配置について以下の対応を実施

- ・センターに置くべき常勤の職員について、運営協議会で必要と認める場合は、常勤換算によることができることとする(介護保険法施行規則の改正)
- ・主任介護支援専門員に準ずる者として、「地域包括支援センターが育成計画を策定し、センターに現に従事する主任介護支援専門員の助言のもと、将来的な主任介護支援専門員研修の受講を目指す介護支援専門員であって、介護支援専門員として従事(専任か否かは問わない。)した期間が通算5年以上である者」を追加(通知改正)